契約番号（　　）

# 指定通所介護事業
# 『デイ・ホーム千歳』利用契約書

様（以下、「利用者」という）と、デイ・ホーム千歳（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に行う指定通所介護事業について、次のとおり契約します。

## 第１条（契約の目的）
事業者は利用者に、介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定通所介護事業を提供し、利用者は事業者に

そのサービスの料金を支払います。

## 第２条（契約期間）
１　この契約の契約期間は契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
２　契約の満了の２日前までに、利用者から事業者に、文書（様式１）による契約解約の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第３条（通所介護計画等）
事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者又は代理人に説明し、同意を得たうえで交付することとします。

## 第４条（指定通所介護事業の提供場所・内容）
１　指定通所介護事業の提供施設はデイ・ホーム千歳です。所在及び設備の概要は重要事項説明書のとおりです。
２　事業者は、第３条に定めた「通所介護計画」に沿ってサービスを提供します。事業者は指定通所介護事業の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
３　利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れすることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

## 第５条（サービス提供の記録）
１　事業者は指定通所介護事業の提供について、利用者から書面により確認を受けることとします。
２　事業者は指定通所介護事業の提供に関するケース記録を、契約の終了後２年間保管します。
３　利用者は事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第２項のケース記録を閲覧することができます。
４　利用者は当該利用者に関する第２項のケース記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第６条（料金）
１　事業者はサービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金に基づき合計金額を計算します。
２　事業者は第１項で計算された合計金額の請求書に明細を付して、翌月２５日までに利用者にお渡しします。
３　利用者は当月の料金の合計額を翌月末日までに銀行口座振替または銀行振込、又は現金の方法で支払います。
４　事業者は利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。

## 第７条（サービスの中止）
１　利用者がサービス提供当日の午前８時３０分までに通知することなくサービスの利用を中止した場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める料金を請求することができます。
２　事業者は、利用者の体調不良等の理由により、指定通所介護事業の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。

## 第８条（料金の変更）
１　事業者は、利用者に１ヶ月前までに文書通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
２　利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】をお互いに取り交わし交わします。
３　利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に文章で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第９条（契約の終了）
１　利用者は事業者に、１週間の予告期間をおいて文書で通知することによりこの契約を解約することができます。ただし、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が１週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
２　事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に１ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。
３　次の事由に該当した場合は、利用者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
②事業者が守秘義務に違反した場合
③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
④事業者が破産した場合
４　次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
①利用者のサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず１０日以内に支払われない場合
②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、３ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
③利用者またはその家族が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

５　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
①利用者が介護保険施設等に入所した場合
②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
③利用者が、死亡した場合

## 第１０条（秘密保持）

１　事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

２　事業者は予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報、利用者の家族の個人情報を用いません。

## 第１１条（賠償責任）

事業者は指定通所介護事業の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者にその損害を賠償します。
（介護事業者総合保険に加入しております）

## 第１２条（緊急時の対応）

事業者は現に指定通所介護事業の提供を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要と判断した場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

## 第１３条（連携）

１　事業者は指定通所介護事業の提供に当たり、介護支援専門員および保健医療サービス、地域包括支援センターおよび福祉サービス提供事業者との密接な連携に努めます。

２　事業者はこの契約内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を速やかに介護支援専門員に連絡します。なお、第９条２項または第４項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

## 第１４条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、指定通所介護事業に関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。

## 第１５条（本契約に定めのない事項）

１　利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２　この契約に定めない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

## 第１６条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

前記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉　社会福祉法人　敬心福祉会　デイ・ホーム千歳
（指定番号１３７１２０１５８１　東京都）
〈住所〉　東京都世田谷区給田５－９－５
〈管理者〉　山口　晃弘　印

利用者
（本人）

〈住所〉

〈氏名〉

（代理人）

〈住所〉

〈氏名〉　（続柄　　）